

久慈市立小中学校教職員
働き方改革プラン
(2026～2028)

令和8年2月

久慈市教育委員会

〈目 次〉

1	趣旨	1
2	市立小中学校の時間外在校等時間の現状	2
3	これまでの取組	3
4	プランの期間	4
5	教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限	5
6	プランの目標	5
7	具体的な取組	6
	I 市立学校の取組	
	II 市教育委員会の取組	
	III 学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく取組	
8	プランの推進	11

〈参考〉

	働き方改革アクションプラン様式	12
--	-----------------	----

1 趣旨

近年急速に進む少子化は、学校教育の在り方に大きな影響を及ぼしており、また児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもの抱える困難は多様化・複雑化し、学校教育に求められる役割が拡大していく中で、教職員の多忙化が問題となっています。

こうした現状を踏まえ、岩手県教育委員会では、平成 30 年度に「岩手県教職員働き方改革プラン」を、令和 3 年度に「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」を、それぞれ取組期間を 3 年間とする計画として策定し、学校の働き方改革の実現に向けた取組を推進しています。

その結果、時間外在校等時間が月 100 時間以上となる長時間勤務の教員は減少しつつありますが、依然として、時間外在校等時間が月 45 時間を超えている教員の割合は高い水準であり、また月 80 時間以上勤務する教員も少なからず存在しています。また、プラン期間中における業務への充実感や健康面での安心感を測るために行った教職員へのアンケートでは、教職員の肯定的実感が令和 3 年度から令和 5 年度にかけて減少しているという結果でした。

学校における働き方改革を推進していくことは、本市においても最重要課題と捉えており、より一層の長時間勤務の縮減に向けて実効性をもって継続的に取組を進めていくためにも「久慈市立小中学校教職員働き方改革プラン」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和 7 年 6 月一部改正）」に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置づけられるものとして改定することとしました。

本プランの目指すべき働き方改革の方向は、教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、教職員が日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことです。

学校における働き方改革の実現は、久慈市の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供することにもつながることから、本プランに基づき、学校と教育委員会が連携した取組を一層推進していきます。

2 市立小中学校の時間外在校等時間の現状（令和7年12月末現在）

(1) 時間外在校等時間の割合の推移（一月当たり）

	45時間以下	45～80時間	80時間～100時間	100時間以上
令和5年度	85.60%	13.38%	1.01%	0.00%
令和6年度	84.78%	14.22%	0.76%	0.24%
令和7年度	77.24%	21.46%	1.07%	0.24%

(2) 長時間勤務者等の割合の推移（年間合計）

	360時間以下	360～720時間	720時間以上
令和5年度	65.81%	32.26%	1.94%
令和6年度	65.86%	31.03%	3.10%
令和7年度	70.03%	29.29%	0.67%

※令和7年度は暫定値

(3) 月80時間以上100時間未満の長時間勤務者の割合の推移（月別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	2.65%	2.33%	2.68%	1.35%	0.00%	0.68%	1.35%	0.34%	0.34%	0.00%	0.00%	0.34%
令和6年度	1.40%	1.74%	2.09%	1.05%	0.00%	0.35%	0.71%	1.07%	0.35%	0.00%	0.00%	0.36%
令和7年度	1.76%	1.06%	2.48%	1.77%	0.00%	0.36%	1.80%	0.00%	0.36%			

(4) 月100時間以上の長時間勤務者の割合の推移（月別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
令和6年度	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.71%	0.71%
令和7年度	1.41%	0.70%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%			

(5) 一人当たりの平均時間外在校等時間

	年平均	月平均最大	月平均最小
令和5年度	24時間46分	32時間45分	15時間02分
令和6年度	25時間38分	33時間8分	13時間31分
令和7年度	31時間25分	39時間1分	16時間30分

令和元年度にタイムカードでの記録を開始し、それ以降については、一人当たりの時間外在校等時間が減少傾向でしたが、令和5年度から令和7年度は増加傾向となりました。また、依然として、月45時間を超える教職員数や、月80時間以上の長時間勤務者数は横ばいで推移しており、特定の教職員への業務の集中が懸念されることから、早急な対応が必要です。

3 これまでの取組

久慈市では、これまでも、「市立学校」及び「市教育委員会」において、各種の働き方改革の取組を総合的かつ着実に推進してきました。

I 市立学校の取組

項目	具体的内容	令和7年度現在の取組状況
1 管理職員の適切なマネジメントの推進	(1) アクションプランの策定	取組目標や具体的取組を含むアクションプランを毎年度策定し、各校がその実状に応じて主体的に取組を推進
	(2) 長時間勤務者の要因分析の実施	管理職員は、全教職員と面談し、時間外在校など時間の状況を共有するとともに、個々の教職員の長時間勤務の要因分析と改善の検討を実施
	(3) 部活動の適正化	「久慈市における部活動の在り方に関する方針（平成31年1月制定）」に基づく活動及び管理職員による適切なマネジメントを実施
2 教職員の健康管理	(1) 長時間勤務者等に対する産業医による保健指導の実施	「久慈市立小中学校教職員の長時間労働による健康障害防止のための保健指導実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づき適切に対応
	(2) 学校衛生委員会の効果的な活用	働き方改革の取組の方向性について議論するなど、各学校の実効的な取組につなげた
3 学校における業務改善の推進	(1) 学校行事等の見直し	管理職が中心となって、削減、軽減できる行事について提案
	(2) 会議の効率化	資料のペーパーレス化、共有データの活用等、ICT機器の活用により準備の軽減、時間短縮につながった
4 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化等の推進	(1) 団体業務の負担軽減	業務の適正化を図るため関係団体と協議した
	(2) コミュニティ・スクールの導入による地域との役割分担	地域と連携・協働した教育活動を推進するため、PTA総会や会議等で丁寧な説明を行い、地域人材の協力を募った

Ⅱ 市教育委員会の取組

項目	具体的内容	令和7年度現在の取組状況
1 学校の取組支援	(1) 久慈市立小中学校衛生委員会の開催	年2回の委員会の中で、時間外勤務時間の共有や、健康診断等労働安全衛生事業の年間計画の確認及び事業実績を報告
	(2) 各学校の働き方改革への取組事例の集約	各学校における働き方改革の取組状況を取りまとめ、学校間で共有
	(3) 衛生推進者研修会の開催	メンタルヘルスに関する講演会や労働安全衛生制度説明、各学校の働き方改革の取組状況の共有などを実施
	(4) 学校巡回訪問の実施	安全衛生管理責任者等が学校を訪問し、校内環境巡視と衛生推進者との意見交換を実施
	(5) 地域・保護者の理解醸成	各学校における働き方改革の取組状況を取りまとめ、学校間で共有
2 環境整備	(1) 教職員をサポートする専門スタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・くじかがやきプラン特別支援教育支援員（市費）小中学校 13 校に 29 名配置 ・教育支援コーディネーター（市費）1 名配置・派遣 ・教育支援調査員（市費）1 名配置・派遣 ・外国語指導助手（A L T）3 名配置・派遣 ・I C T支援員（市費）1 名配置・派遣 ・部活動指導員（国・県・市費）4 校に 4 名を配置 ・教育支援センターあすなろ支援員（市費）1 名配置 ・スクールソーシャルワーカー（県・市費）小中学校 21 校に 2 名派遣
	(2) 事務の共同処理の推進	3つの共同事務室を設置

	(3) ICT環境の整備	校務支援システムを導入 参集会議のスリム化、オンライン 会議の導入
	(4) 市教育委員会が実施する会 議・調査等の削減	学校を対象として実施する研修、 会議、照会、調査等の削減・合理化
	(5) 部活動の適正化（中学校）	平成 31 年 1 月に市の方針を策定 し、部活動休養日や活動時間を定 め、方針の周知と共通理解を徹底
	(6) 勤務時間の適正管理	校務支援システムにより管理 報告の簡素化
	(7) 夏季・年末年始の学校閉庁日 の設定	全小中学校において、盆 3 日程 度、年末年始 6 日程度の学校閉庁日 を設定
	(8) 留守番電話等による時間外 対応の推進	勤務時間外・週休日・閉庁日等に おける外部からの連絡に対応する 留守番電話を活用
3 健康確保	(1) 長時間勤務者等への産業医 による保健指導の実施	令和 2 年度から時間外勤務が 100 時間以上の者は必須とした 令和 7 年度保健指導実施者：5 名
	(2) 高ストレス者への産業医に よる面接指導の実施	ストレスチェックの高ストレス 者で申出のあった者に実施 令和 7 年度面接指導実施者：7 名

4 プランの期間

令和 8 年度から令和 10 年度まで

プラン策定後の学校を取り巻く環境変化や長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の適切な見直しが可能となるよう、3カ年度の計画期間とします。

5 教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限

「久慈市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則（令和2年久慈市教育委員会規則第10号）」において、時間外在校等時間の上限等に関し、次のとおり定めています。

【原則】

- (1) 1か月について45時間
- (2) 1年について360時間

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合

- (1) 1か月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

6 プランの目標

目標1 時間外在校等時間を規則に定める上限内とすることを段階的に実現するため、プランの計画期間（令和8年度～令和10年度）における目標を次のとおりとします。

- (1) 時間外在校等時間が月80時間以上の者を、ゼロにする。
- (2) 時間外在校等時間が月45時間を超える者を、前年度より減少させる。
- (3) 時間外在校等時間が年360時間を超える者を、前年度より減少させる。

時間外在校等時間	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標
(1)月80時間以上	ゼロ	ゼロ	ゼロ
(2)月45時間超	令和7年度実績	令和8年度実績	令和9年度実績
(3)年360時間超	より減少	より減少※	より減少※

※ 令和9年度及び令和10年度においては、「令和7年度実績より減少」の目標を加える。

目標 2 以下の項目に係る肯定的実感が向上することを目指します。これらの実感の変化を把握するため、岩手県教育委員会が毎年度実施するアンケート調査（抽出調査）を活用します。

目標に関連する項目	令和7年度結果	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標
(1) 授業や授業準備に集中できている	46.15%	令和7年度 結果より向上	令和8年度 結果より向上	令和9年度 結果より向上
(2) 健康でいきいきと業務を行っている	69.23%			
(3) 業務にやりがいを感じている	92.31%			
(4) 自分の家庭のための時間を十分に確保できている	30.77%			
(5) 自分自身の自由な時間を確保できている	46.15%			

第7 具体的な取組

本プランにおける目標を達成するため、市立学校及び市教育委員会事務局において、以下の取組を展開します。

I 市立学校の取組

1 管理職員の適切なマネジメントの推進

(1) アクションプランの策定

市立学校では、本プランの内容を踏まえ、それぞれの取組目標や具体的取組を含むアクションプランを毎年度策定し、各校がその実状に応じて主体的に取組を進めます。また、取組目標の達成状況や取組結果の検証を行い、次年度以降の取組に生かします。

(2) 長時間勤務者の要因分析の実施

管理職員は、毎年度、人事面談の機会を捉え、全教職員と自校における時間外在校等時間の状況を共有するとともに、各担当で実践する働き方改革の取組について意見交換を実施します。

また、時間外在校等時間が慢性的に月80時間以上となっている教職員については、その要因の把握を行うとともに、業務分掌の見直し、業務スクラップ等による改善の方向性を話し合います。

さらに、時間外在校等時間が月 100 時間以上の教職員については、産業医による保健指導を必須とし、管理職員は、毎月その指導内容を踏まえながら、個々の教職員の長時間勤務の要因分析と改善の検討を行うこととします。

(3) 部活動の適正化

「久慈市における部活動の在り方に関する方針(平成 31 年 1 月制定)」に基づき、休養日及び活動時間に関する基準に基づく活動を行うとともに、管理職員において適切な運営及び管理に係る体制の構築に取り組むなど、適切なマネジメントを行います。

2 教職員の健康管理

(1) 長時間勤務者等に対する産業医による保健指導の実施

「実施要領」に基づき、適切に対応します。

(2) 学校衛生委員会の効果的な活用

学校衛生委員会を機能的に活用し、教職員ごとの時間外在校等時間の状況を共有するとともに、働き方改革の取組の方向性について議論するなど、各学校の実効的な取組につなげます。

3 学校における業務改善の推進

(1) 学校行事等の見直し

新型コロナウイルス感染症対策として実施した、行事の開催見送り、規模縮小、隔年開催などの状況を踏まえ、真に必要な業務は何かという視点から必要性を十分に見極めた上で、今後も継続可能な見直しを検討します。

(2) 会議の効率化

先進事例を踏まえ、ICTの利用による資料印刷の省略、説明項目の精選など、会議開催時間及び準備時間の短縮により、教員が授業準備等に集中するための時間を作り出します。

4 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化等の推進

(1) 団体業務の負担軽減

各種団体業務について見直しを行い、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化や適切な役割分担を進めるよう、関係団体と連携・協議します。

(2) コミュニティ・スクールの導入による地域との役割分担

地域人材による学校への支援・協力などにより、教職員の負担軽減を含め、学校と地域が一体となった学校づくりを推進します。

Ⅱ 市教育委員会の取組

1 学校の取組支援

- (1) 久慈市立小中学校衛生委員会の開催
各学校における時間外在校等時間の状況の共有や、働き方改革への共通課題を協議することを目的として、久慈市立小中学校衛生委員会を開催します。
- (2) 各学校の働き方改革への取組事例の集約
各学校における働き方改革の取組状況を取りまとめ、学校間で共有することにより、効果的な取組の波及効果を図ります。
- (3) 衛生推進者研修会の開催
メンタルヘルスに関する講演会や労働安全衛生制度説明、各学校の働き方改革の取組状況の共有等のため、各学校の衛生推進者（副校長）を対象とした研修会を開催します。
- (4) 学校巡回訪問の実施
安全衛生管理責任者等が学校を訪問し、校内環境を巡視するとともに、衛生推進者と働き方改革に関する課題の共有を図り、改善につなげます。
- (5) 地域・保護者の理解醸成
地域・保護者に対し、学校における働き方改革の趣旨についての理解醸成を図るため、リーフレット等の配布、ホームページ等での周知を行い、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めます。

2 環境整備

- (1) 教職員をサポートする専門スタッフの配置
教職員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するために必要となる専門スタッフを配置します。

◆久慈市において独自に配置しているスタッフ（令和8年度）

職名	主な業務
くじかがやきプラン 特別支援教育支援員	通常学級に在籍している教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、授業や学校生活上の支援を行う。
教育支援コーディネーター	障がいのある就学前の児童の支援を行い、より良い学校生活と将来の自立を見通した教育支援を行う。
教育支援相談員	学習や生活に困難さを感じる児童生徒に対し、検査や観察を行い、より良い学びの場を検討する。
外国語指導助手 (ALT)	児童生徒の国際的視野を広げ、国際社会に貢献できる資質・能力と、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

部活動指導員	部活動に関する技術的な指導を行うため、実技指導、学校外での活動（大会及び練習試合等）の引率を行う。
校内教育支援センター支援員	不登校等の課題に応じた指導・相談・学校復帰への支援を行う。
幼児ことばの教室指導員	ことばに課題がある就学前の幼児に、日常生活における会話を正しく発音できるよう支援を行う。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱える児童生徒を取り巻く環境へ働きかけるなど、関係機関等との連携、調整を行う。
地域クラブ活動コーディネーター	地域クラブ活動制度に係る、説明・会議・研修・関係機関との連携を行う。

(2) 事務の共同処理の推進

学校事務に係る業務を連携し、共同処理することにより、事務の効率化を進めるとともに、教員が担当する事務の負担を軽減し、教員のきめ細かな学習指導の支援を図ることを目的に共同学校事務室を組織します。

(3) ICT環境の整備

各学校のICT環境の整備を進め、授業準備の効率化を図るとともに、教員向けICT研修の充実により、教員のICT機器の効果的な活用を支援します。

校務支援システムについては、全県統一の「統合型校務支援システム」の活用を支援することにより教職員の負担軽減を図ります。

(4) 市教育委員会が実施する会議・調査等の削減

学校を対象として実施する研修、会議、照会、調査等の削減、合理化を進めます。

(5) 部活動の適正化（中学校）

「久慈市における部活動の在り方に関する方針」について、休養日や活動時間の基準など、方針の周知及び共有理解の徹底を図ります。また、部活動を担当する教員の負担軽減及び部活動の質的な向上を図るため、部活動指導員の配置を継続します。

また、「久慈市地域クラブ活動制度実施要綱」に基づき、久慈市の生徒及び教職員にとって望ましいスポーツ・文化・芸術等の活動環境を構築し、持続可能な活動の実現に向けた体制の整備を促進します。

(6) 勤務時間の適正管理

教職員のパソコンにおけるタイムカード機能による客観的な勤務時間の把握を継続し、要因分析を行い、各学校に情報共有します。また、管理職員が、得られたデータをもとに、各教職員が置かれている業務負担の状況を把握・分析し、教職員間の業務平準化、業務のスクラップアンドビルド等の時間外在校等時間の縮減に向

けた取組や、医師の保健指導等による心身不調の未然防止に向けた取組など、適切なマネジメントを実施するよう働きかけを行います。

(7) 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定

ワーク・ライフ・バランスを整え、教職員の疲労や心理的負担の軽減を図るため、夏季・年末年始に緊急時の連絡体制を構築しつつ、学校閉庁日の設定を実施します。

(8) 留守番電話等による時間外対応の推進

勤務時間外・週休日等における外部から学校への連絡については、緊急時の連絡体制を構築しつつ、留守番電話等による対応とすることを推進します。

3 健康確保

(1) 長時間勤務者等への産業医による保健指導の実施

「実施要領」に基づき、適切に対応します。

(2) 高ストレス者への産業医による面接指導の実施

教職員の心理的負担の状況を把握するため、毎年ストレスチェック検査を実施し、高ストレスと判定された教職員に対しては、面接指導を勧奨します。

Ⅲ 学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく取組

1 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等	⑨ 給食時の対応
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応	⑩ 授業準備
③ 学校給食費の徴収・管理	⑦ 校内清掃	⑪ 学習評価や成績処理
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動	⑫ 学校行事の準備・運営
		⑬ 進路指導
		⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

2 3分類に基づく14の取組に対応する主な取組

① 登下校に関する対応

- ・コミュニティ・スクールの導入による地域との役割分担（P 8）
- ・地域・保護者の理解醸成（P 9）

② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・再掲コミュニティ・スクールの導入による地域との役割分担（P 8）
- ・再掲地域・保護者の理解醸成（P 9）

- ・夏季・年末年始の学校閉庁日の設定（P11）
- ・留守番電話等による時間外対応の推進（P11）
- ③ 学校給食費の徴収・管理
 - ・再掲地域・保護者の理解醸成（P9）
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整
 - ・再掲コミュニティ・スクールの導入による地域との役割分担（P8）
 - ・再掲地域・保護者の理解醸成（P9）
- ⑤ 調査・統計等への回答等
 - ・市教育委員会が実施する会議・調査等の削減（P10）
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応
 - ・再掲コミュニティ・スクールの導入による地域との役割分担（P8）
 - ・再掲地域・保護者の理解醸成（P9）
- ⑦ 校内清掃
 - ・再掲コミュニティ・スクールの導入による地域との役割分担（P8）
 - ・再掲地域・保護者の理解醸成（P9）
- ⑧ 部活動
 - ・部活動の適正化（P8）（P10）
 - ・再掲地域・保護者の理解醸成（P9）
 - ・教職員をサポートする専門スタッフの配置（P9）
- ⑨ 給食時の対応
 - ・再掲地域・保護者の理解醸成（P9）
- ⑩ 授業準備
 - ・ICT環境の整備（P10）
 - ・勤務時間の適正管理（P10）
- ⑪ 学習評価や成績処理
 - ・再掲教職員をサポートする専門スタッフの配置（P9）
 - ・再掲ICT環境の整備（P10）
 - ・再掲勤務時間の適正管理（P10）
- ⑫ 学校行事の準備・運営
 - ・学校行事等の見直し（P8）
 - ・会議の効率化（P8）
- ⑬ 進路指導
 - ・再掲ICT環境の整備（P10）
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・再掲教職員をサポートする専門スタッフの配置（P9）

第8 プランの推進

プランの目的の実現に向けて、教職員一人ひとりが計画内容を共有できるよう、学校に周知し浸透を図っていきます。また、年度ごとに、取組の進捗状況や時間外在校等時間の推移の把握、目標の達成状況の分析を実施し、必要に応じ、目標や具体的取組の見直しを行いながら、プランを着実に推進します。

令和 年度 久慈市立〇〇〇学校 働き方改革アクションプラン

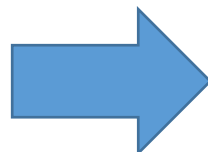
久慈市立
推進します。

学校では、「久慈市立小中学校教職員働き方改革プラン（2026～2028）」に基づき、以下の取組により「学校における働き方改革」を

1 現状

2 目標

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・



- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

3 取組内容

取組項目① 教職員の健康管理	取組項目② 学校における業務改善の推進	取組項目③ 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・

「久慈市立小中学校教職員働き方改革プラン」の目標値

時間外在校等時間	令和 8 年度目標	令和 9 年度目標	令和 10 年度目標
(1) 月 80 時間以上	ゼロ	ゼロ	ゼロ
(2) 月 45 時間超	令和 7 年度実績 より減少	令和 8 年度実績 より減少	令和 9 年度実績 より減少
(3) 年 360 時間超			

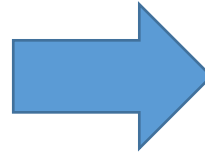
【記載例】

令和 年度 久慈市立〇〇〇学校 働き方改革アクションプラン

久慈市立 〇〇〇学校では、「久慈市立小中学校教職員働き方改革プラン（2026～2028）」に基づき、以下の取組により「学校における働き方改革」を推進します。

1 現状

- ・時間外在校等時間が月 45 時間超の教職員の延べ数が、全体の〇％に及ぶ。
- ・〇〇を担当する教職員など、一部職員に業務が集中している。
- ・当校で推進する〇〇の取組が全教職員に徹底されている。
- ・・・・



2 目標

- ・教職員一人ひとりが〇〇と感じながら業務に取り組んでいる。
- ・管理職が日頃から、教職員に対し〇〇を行っている。
- ・教職員が、〇〇の時間を十分に確保できている。
- ・教職員がいきいきとやりがいをもって、子どもたちに向きあうことができている。
- ・時間外在校等時間月 45 時間超の教職員→令和 4 年度比で〇割減
- ・月に 1 回以上年次休暇を取得する教職員→100%

3 取組内容

取組項目① 教職員の健康管理	取組項目② 学校における業務改善の推進	取組項目③ 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革プランの〇〇の取組を確実に実施し、教職員の健康を保持します。 ・〇〇の対応の在り方について検討・改善します。 ・管理職が、〇〇について積極的に声掛けをします。 ・月の半ばで月の時間外在校等時間が〇時間超となった教職員に対して、当該時間を知らせるとともに、健康確保の観点から、〇〇をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇に向け、〇〇の取組について検討します。 ・管理職が、〇〇について積極的に提案します。 ・〇〇を実施することにより、業務の効率化を進めます。 ・職員の意識改革を目的に、月に 1 度〇〇を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・●●業務について、〇〇の適正化を図るよう関係団体との協議を進めます。 ・地域と一体となって〇〇の取組について検討します。 ・働き方改革に向けた取組について、保護者の方に理解いただけるよう〇〇をします。

「久慈市立小中学校教職員働き方改革プラン」の目標値

時間外在校等時間	令和 8 年度目標	令和 9 年度目標	令和 10 年度目標
(1)月 80 時間以上	ゼロ	ゼロ	ゼロ
(2)月 45 時間超	令和 7 年度実績より減少	令和 8 年度実績より減少	令和 9 年度実績より減少
(3)年 360 時間超			